

租 税 教 育
標準テキスト Ver.1
(講師の基本的考え方)

「租税教育標準テキスト Ver.1」作成にあたって

日頃より租税教育講師としてご活躍の皆様、租税教育推進への多大なるご協力を心より感謝申し上げます。平成 16 年当初、わずか 22 件であった租税教育実施件数は、平成 24 年度には小学校から一般社会人向けの授業を合わせ、約 1000 件に達するまでになりました。これもひとえに、皆様方のご努力のたまものと確信するところであります。

私が広報室長として租税教育に携わらせていただいた 3 年間で、実施件数は飛躍的に増加しましたが、支部によりましては講師の数が不足し、その負担も大きくなる傾向にあることが分かってきました。また現役の中学校社会科教諭、小学校社会科研究会の先生方とも懇談する機会を設けることができ、学校側から講師への要望も伺うことができました。その中には、講師の資質、指導内容の不均一性もあり、我々が大いに反省すべき点であると感じる一方、小学校、中学校、高等学校それぞれの学習指導要領に基づいた租税教育が求められていることも改めて認識いたしました。

私たちは税の専門家としての税理士であっても、教師ではありません。学校の協力なくしては、租税教育を推進していくことは不可能です。そのことを念頭に置いて租税教育に取り組んでいくことが責務だと思います。

さらに今後、税理士の行う租税教育の目的と学校教育における租税教育の目的が合致するよう研究し、子どもたちが租税を通して民主主義に関する理解を深め、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培ってもらえるよう指導することが必要だと思います。

これらの趣旨を踏まえ、講師の方々に「税理士の行う租税教育」の基本的な考え方をまとめたテキストが必要であるとの観点から、「租税教育標準テキスト Ver.1」を作成いたしました。未来を担う子どもたちがどこの地域にいても同じような内容の租税教育が受けられるよう、講師の方々に是非ご活用いただき、より良い租税教育を実施していただければ幸甚です。

分掌機関等の統廃合により本年 6 月の定期総会終了後、本会の租税教育事業は、広報室から租税教育推進部（新設）に移管され、より一層租税教育に力を入れていく所存であります。なお、本テキストについては、バージョンアップして、登録講師の教材を充実させていく予定でありますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 25 年 6 月 4 日
東京税理士会 常務理事
広報室長 福本光男

【目次】

1. はじめに	… 1
2. 私たち税理士の行う租税教育の目的	… 2
3. 標準テキスト作成の主旨	… 3
4. 学習指導要領に沿った租税教育	… 4
* 学習指導要領と租税教育との関わり	
5. テキストの骨格	…15
* 租税教育の全体像とその解説	
《参考資料》	
* 教育基本法抜粋	…20
* 学習指導要領抜粋	…21

1. はじめに

私たち税理士は、税理士法の定めによって「税に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」を使命としています。

その申告納税制度の理念には日本国憲法に謳う人権の尊重、国民主権があります。「税」を考えることとは、単に税の役割を考えることに留まることなく、個人と社会とのかかわり、民主政治の意義、民主主義社会における個人の尊厳と人権の尊重、自由・権利と責任・義務の関係、そして国民主権を考えることにつながります。

すなわち租税教育とは近い将来社会を担う若者たちと共に「税」を通して社会を考えることにより彼らに「生きる力」を育むものです。それは学習指導要領に沿った教育を実現することにもつながります。

「税」を通して社会を考え、民主主義を理解し、国民主権を担う公民として公正に判断する力を育む教育としての「租税教育」を行ってこそ税理士の社会貢献活動と言えるでしょう。税の専門家である税理士はまさにその指導者として最適任者であり、社会公共的使命を果たすことに繋がります。

この「租税教育標準テキスト Ver. 1」は税理士が行う租税教育の基本的な考えをまとめたものです。

租税教育の講師を担当される際にはこのテキストをご活用いただき、租税教育の現場では単に税の意義、税の役割や制度を紹介することに止まることなく、受講する児童生徒たちが「公民的資質」を養うこととなる租税教育を実践していただけることを願っています。今後この標準テキストは講師の皆様と一緒に発展させていくことを目指しており、Ver. 2、Ver. 3 の発刊に向けてご意見、ご協力をいただければ幸いです。

2. 私たち税理士の行う租税教育

学校における租税教育の目的は、教育基本法に則り「平和的な国家及び社会の形成者」として「自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」を目指し、児童生徒と一緒に考え、児童生徒に思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、租税を通して民主主義に関する理解を深め、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培うことによる「生きる力」を育むことです。

このことを十分に理解し、私たち税理士の行う租税教育も、国民と一緒に税を考え、国民に正しい判断力を育み、租税意識の高揚を図ることが必要です。

そのため、租税教育が学校のカリキュラムに反映され、これらの目的が達成されることを期待します。

3. 標準テキスト作成の主旨

本会の実施している租税教育の 97%は小学校、中学校、高等学校で行う学校教育です（平成 24 年度実績）。

私たち税理士が行う租税教育も小学校、中学校、高等学校で行うときは「学習指導要領」に沿った教育であることが求められます。

文部科学省では、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

本会では、学校教育の現場において私たち税理士が行う租税教育について、講師の皆様の参考に資するため、「東京税理士会租税教育標準テキスト」（以下「標準テキスト」という）を作成することになりました。

標準テキスト Ver.1 では、学習指導要領で求める教育を私たち税理士が行う租税教育にどのように活かしていくかについて、基本的な考え方をまとめました。今後、標準テキストの発展と共に、私たち税理士が行う租税教育の水準をより高めていけるよう努力して参ります。

4. 学習指導要領に沿った租税教育

学習指導要領では、民主的な国家・社会の形成者として必要な「公民的資質の基礎」養うことを究極的なねらいとしています。

私たち税理士が行う租税教育も、公民的分野全体を視野に入れ、税の職業専門家としての知識や経験を活かし「税」を題材に、税を通して社会を考え、民主的な国家における公民的資質の基礎を教育することが求められます。

次に、私たち税理士が行う租税教育において、学習指導要領の基準をどのように理解し、どのように教育をしていくかを具体的に小学校学習指導要領と中学校学習指導要領より抜粋し、「*学習指導要領と租税教育との関わり」について解説します。

租税教室
キーワード

個人の尊厳

↓
基本的人権の尊重

↓
社会へのかかわり

→
私たちが主人公
思いやり

私たちが主人公
思いやり

自由・権利

→
責任・義務

対立・合意

→
効率・公正

税を考える
プロセス

【小学校・中学校学習指導要領（共通）】

新しい学習指導要領は、子どもたちの現状をふまえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。これからの教育は、「ゆとり」でも、「詰め込み」でもありません。次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けてほしい。そのような思いで、新しい学習指導要領を定めました。「生きる力」を育むためには、学校だけでなく、ご家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切です。子どもたちの未来のために。（文科省HPより）

【目標(社会)】(抜粋)
国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な『公民的資質の基礎』を養う

→
小学校・中学校の社会科の共通のねらいであり、その実現を目指す究極的なねらい

公民的資質

平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚

自他の人格を互いに尊重し合うこと

社会的義務や責任を果たそうとすること

社会生活において、多面的に考え、公正に判断すること

【小学校学習指導要領】

【目標】 小学校6年生

(抜粋)

日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。

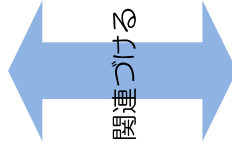
【内容】 小学校6年生

(抜粋)

我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいてい

政治 = 国民の願いを実現し、国民生活の安定と向上を図る

「私たちが主人公」
国民主権
日本国憲法



関連づける

税の使い方
税の意義

具体的な関連づけて考える

日本国憲法の基本理念
国民主権



日常生活の具体的な事柄と関連づけて考える

我が国の民主政治

選択して取り上げ、具体的に調べる



【調べる】 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること

社会保障 = 高齢者や障害者のための福祉政策、健康医療に関する事業、子育て支援事業

災害復旧の取り組み = 風水害、地震や津波、土砂災害、雲霞などに対する国や地方公共団体の救援活動や災害復旧工事

地域の開発 = 道路の建設、地域の再開発、田畑や河川の改修工事

その他 = 公共施設の建設

地域の人々や国民の願い、計画から実施までの期間や過程、規模や予算などを取り上げて、具体的に調べるようにする

租税教室 キーワード

「私たちが主人公」

国会

税の使い方

税の集め方

その決め方

みんなから集めて

みんなのために使う

「私たちが主人公」

国民主権

権利と義務

税のしくみの大切さ

思いやり

権利と義務

納税の義務

税の使い方

税を集める
租税法律主義
申告納税



学習指導要領に直接
的な表現はない

【小学校学習指導要領】

国会など議会政治の働きや選挙の意味を理解できるようにする

政治の具体的な働き

政治の働きと税金の使われ方の関係について取り上げ、**租税の役割**を理解できるようにする

租税の役割

国や県、市によって行われている社会保障、災害復旧の取組、地域開発などに必要な費用は**租税によってまかなわれている**こと、それらは**国民によって納められている**ことを理解し、租税が大切な役割を果たしていることを考えることができるようにする。

【調べる】日本国憲法は、**国家の理想**、天皇の地位、**国民としての権利及び義務**など国家や国民生活の基本を定めていること

国家の理想 = 「**基本的人権の尊重**」「**国民主権**」「**平和主義**」の基本的な原則を調べる

国民としての権利・義務 = 生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利は侵すことのできない永久の権利として国民に保証されたものであること、その維持には**国民の不断の努力が必要**

参政権は国民主権のあらわれであり、民主政治にとって極めて重要

国民は権利を行使する一方で、勤労や納税の義務を果たす必要があること

国民は公共の福祉のために**諸権利を行使する責任を伴う**ものであり、**他の人々の権利行使に十分に留意**する必要があること

日常生活との結びつきが見られる事例など、**児童が理解しやすい事例**を取り上げる

国民としての権利及び義務

「参政権」「納税の義務」を取り上げること

参政権

= 選挙権など政治に参加する権利が国民に保障されていること

納税の義務

= 税金が国民生活の向上と安定に使われていることを理解できるようにする

租税教室
キーワード

個人の尊厳
↓
基本的人権の尊重
↓
社会へのかかわり

私たちが主人公
思いやり

自由・権利
↓
責任・義務
↓
国民民主権

【中学校学習指導要領】

【目標】(抜粋)

(1) **個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。**

民主主義に関する理解を深める = 個人の尊厳と人権の尊重の意義についての認識が必要

民主主義の本質

社会生活を営む = 互いに個人の尊厳と基本的人権を尊重すること
個人の自由・権利には、社会的な責任・義務が伴う

民主社会の基本

断片的な知識の詰め込みにならないように → 基礎的教養を培う

【目標】(抜粋)

(2) **民主政治の意義、国民生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活について、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。**

個人と社会のかかわり = 個人と社会の関係について考えることは豊かで民主的な国家・社会の主體的な形成者にとつて必要なことである

政治 → 民主主義の意義を国民民主権という立場から国民生活と関連づけて具体的に捉えさせると共に主権者として政治に参加する意義を自覚させる

経済 → 経済活動の意義が人間生活の維持・向上にあること、市場経済の基本的な考え方や職業の意義を理解させ、国民生活と福祉の向上を図るために国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる

社会 → 身近な社会集団の形成や社会生活を円滑に営むための基本的な考え方についての学習する

私たちが主人公
思いやり
公平

税の集め方
税の使い方
勤労

思いやり

自由・権利



責任・義務

対立・合意



効率・公正

税を考える
プロセス

公正



公平(内容)

租税法律主義(手続)

税の集め方
勤労

国・地方公共団体の
役割

財政の役割

【中学校学習指導要領】

【内容】(抜粋)

(1) イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は**本来社会的存在**であることに着目させ、社会生活における**物事の決定の仕方、きまりの意義**について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、**対立と合意、効率と公正**などについて理解させる。その際、個人の尊厳と良性の本質的平等性、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

人間は**本来社会的存在**である

- 人間は一人で生きているのではなく、様々な社会集団を形成し、その一員として生きている
- 一人一人が平等な人間として尊重されなければならない Ⅲ 社会生活の基盤

物事の決定の仕方、きまりの意義

- 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任
- それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障され、納得して受け入れたものである限り、結果に責任が伴う

対立と合意、効率と公正

- 「対立」 → 合意に至る努力 → 合意の妥当性 → 「効率(無駄を省く)」 「公正(手続き・内容)」

【内容】(抜粋)

(2) 私たちと経済
ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて**市場経済の基本的な考え方**について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるととも**考え**をとおける**企業の役割と責任**について考えさせる。その際、**社会生活における職業の意義と役割**及び雇用と労働条件の改善につて、**勤労の権利と義務**、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連づけて考えさせる。

企業の役割

市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割

財政の役割

【中学校学習指導要領】

【内容】(抜粋)

イ 国民の生活と政府の役割
国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、**市場の働きにゆだねることが難しい諸問題**に関して、**国や地方公共団体が果たしている役割**について考えさせる。また、**財源の確保と配分**という観点から**財政の役割**について考えさせる。その際、**租税の意義と役割**について考えさせるとともに、**国民の納税の義務**について理解させる。

国や地方公共団体が果たしている役割

社会資本の整備

公害防止などの環境の保全

社会保障の充実 → 社会保障制度への基本的な理解・少子高齢化等を踏まえたこれからの福祉社会の方向性

財政の役割
税の集め方
税の使い方
納税の義務

財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる

→ **財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ**、財政が国民福祉の観点に立って、行われるべきものであることを踏まえながら、財政支出に対する要望は広範多岐にわたり、そのための財源確保が必要であるが、国や地方公共団体の財源は無限にあるわけではないことに気付かせ、これらの学習の上立って、**財源の配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせる**ことを意味している。

→ **少子高齢社会における社会保障とその財源の確保の問題**をどのように解決していったらよいか、税の負担者としての自分の将来と関わらせて考えさせる

租税の意義と役割 国民の納税の義務

→ **租税の大まかな仕組みやその特徴**にも触れ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせることを意味している。また、「国民の納税の義務」については、**国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者として租税の使い道などについて理解と関心を深めさせる**など**納税者としての自覚**を養うことが重要である。

税を集める
租税法律主義
申告納税



学習指導要領に直接的な表現はない

日本国憲法
思いやり

法の意義

租税法律主義

国会
立法

税のしくみ

↓
民主主義の有り様
を示す

↓
大切にすべきもの

基本的人権
国民主権

【中学校学習指導要領】

【内容】(抜粋)

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についてはの考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平利主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に關する行為について理解させる。

日本国憲法の基本的な考え方を理解させる

- 具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要
- 基本的人権の規定とそれを保障する政治機構を主な内容としていることなど、日本国憲法の構成を大きくとらえさせることが大切

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させる

- 民主主義は個人の尊厳を基礎とし、すべての国民の自由と平等が確保されて実現する…人間が生まれながらにしてもつ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせるとともに、それを保障している法の意義について理解させる

民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切である

- 民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上を目指し、国民の意思のあらわれとして国民の代表によって構成されている議会によって制定されるものであり、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っていることを、理解させることが大切である。したがって、「法に基づく政治」が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治は専制政治とは異なるものであることを理解させる。

日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平利主義を基本的原則としていることについての理解を深め

- 基本的人権の尊重が日本国憲法の基本的原則となっていることについて、二つの点から理解させることを意味している。一つは、基本的人権の理念が、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであること、いま一つは、基本的人権の理念が、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容をもっているので社会生活を具体化する有効な指針となることである。すなわち、現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されているが、その際、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となると考えられるのである。次に、国民主権については、国の政治を最終的に決定する権限が国民にあることを述べたものであり、代表民主制においては、その権力が国民の代表者によって行使されることを理解させることを意味している。

国会・選挙
多数決の原理

国会・選挙
立法

言論の自由の保障
ゲームの意義
↓
民主主義の有り様
基本的人權の尊重

生きる力

【中学校学習指導要領】

【内容】(抜粋)

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらまや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

民主政治の仕組みのあらまや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせる

- 国会については、主権者である国民の代表者によって構成される**国権の最高機関**であり、**国の唯一の立法機関**であることを理解させる。
- **国民の代表者によって構成される議会で国民の意思を決定する議会制民主主義**が我が国の政治の原則となっていること、また**国民の意思が国政の上に十分反映されてこそ**、すべての国民が自由と豊かな生活を保障されるようになること、したがって、議会制民主主義を守り、発展させようとする努力が必要であることについて考えさせることが大切である。

多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる

- 多数決の原理が国民のための政治に結び付くには**十分な説得と討論**が前提とされること、そのためには**言論の自由が保障されなければならない**ことについて、十分に理解させる
- 多数決が公正に運用されるためには、**反対意見や少数意見が十分に尊重されること**が必要であることや、多数決でも決めてはならないことがあることについても理解させることが大切である。

これらの議会制民主主義に関する学習を通して、民主政治が権力分立により**国民の自由や権利を守るとともに、国民の意思の反映を図る仕組みをもっていること**、また、**国民の積極的な政治参加により民主政治を推進することが大切であることを理解させ、人間を尊重し自由と権利を保障する民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養うことが大切である。**

【児童用 板書イメージ】



私たちが主人公

国会・議会



集める

消費税

所得税

法人税

・
・
・

ルール = 法律



税金



生活を支えるもの

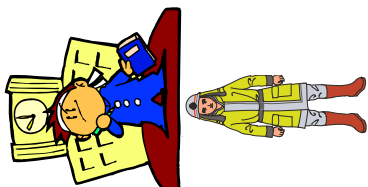
学校

警察

消防署

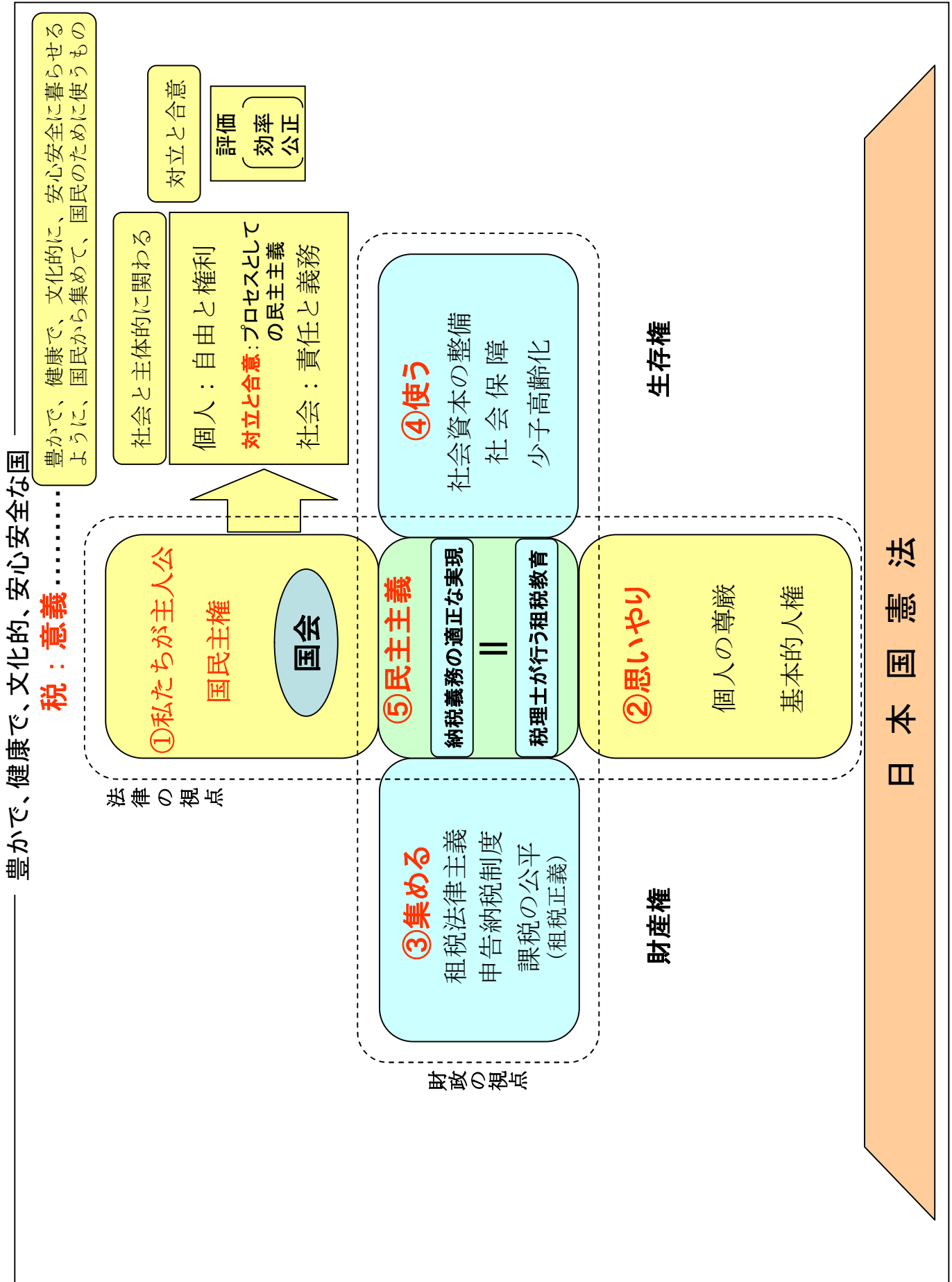
道路・橋・公園・病院

日本国憲法
三大義務
勤労・納税・教育



思いやり

5. テキストの骨格
(租税教育の全体像とその解説)



* 租税教育の全体像とその解説

・この図の目的

この図は、税理士が行う租税教育に際して、教育基本法及び学習指導要領を踏まえて盛り込むべき①～⑤の項目について、何を、何の目的で教えていくのかを説明した図です。(青字の「」は、学習指導要領等からの引用部分)児童生徒の思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、租税を通して「民主主義に関する理解を深め、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培う」ことが学習指導要領(公民的分野)の目標の一つに掲げられています。

標準テキストを作成する前に、どのような項目を盛り込んで租税教育のレベルの同一化と向上が図れるのかを検討し、必要な項目を列挙して、それを個々の講義に取り込むことによって、内容の同一化を図る一歩としていきたいと思い Ver. 1 を作成しました。

軸の説明：縦軸は法律上の視点、横軸は財政上の視点、その中央に要となる民主主義があります。

・税の意義(機能) (市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないもの)

税は、国民が、豊かで、健康で、文化的に、安心安全に暮らしていくためのもの、そのため、国民から集めて、国民のために使うものとして説明しています。

市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものとして、以下のイ～ハを例としてあげています。

- イ. 平和で豊かな暮らしを確保するための病院や警察、消防などの公的サービスの基となっているもの。
- ロ. 便利で快適な生活を送るための水道や道路、橋といった社会資本を充実させるための基となっているもの。
- ハ. 助け合いによって、病気、障害、老齢などで働けない人を社会全体で支えたりするための基となっているもの。

前提：租税はすべて憲法が土台となって成立している。

① 私たちが主人公

〈国民主権〉

私たち一人一人が積極的に社会と関わり、どのような税の仕組みを作っていくのか自らが考え、行動することで自分自身が「民主的な国家・社会の主体的な形成者である」ことを説明する。

〈自由と権利・責任と義務〉

個人は広く自由と権利を有する一方で、社会生活を営む上で責任と義務を負います。「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせる。」

〈対立と合意〉

異なった意見の中から如何にして合意を導き出すのか、プロセスとしての民主主義が求められます。多数決による少数意見の切り捨てではなく少数意見も考慮した合意を形成する過程で、「効率と公正などについて理解させる。」

② 思いやり

〈個人の尊厳と基本的人権〉

個人の尊厳が保たれるには、自分の権利が認められると同時に相手の権利も認められなければならない、相互理解が不可欠となります。「権利義務の関係を広い視野から正しく認識し、民主主義に関する理解を深めさせる。」

③ 集める

〈租税法律主義〉

財産権に対する制約としての性質をもつ租税の賦課・徴収は、国民の代表である国会が定めた法律によってのみ負担することが憲法84条で定められており、租税法の制定や改正に関しては民主的な手続きが前提となっています。「我が国の民主政治の仕組みのあらましと議会制民主主義の意義について考えさせる。」

〈申告納税制度〉

行政機関の処分により税額を確定する賦課課税制度に対して、納税者自らが税法を理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという民主的な制度で、法人税、所得税、相続税等で採用されています。「国民の納税の義務について理解させる。」

〈課税の公平(租税正義)〉

憲法14条から派生する課税の公平は、国民が税負担に対して不公平感を抱かないようにすることを要求するもので、税金の種類によって累進税率や比例税率等を導入して公平性を保つ努力がなされています。「租税の意義と役割について考えさせる。」

④ 使う

〈社会資本の整備〉

税金をどこにいくら使えば、豊かで、健康で、文化的に、安心安全な国が作れるのか。集めるときと同じように、予算という形で事前に議会で民主的プロセスを経て決定されています。「財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。」

〈社会保障〉

水道や道路、橋といった社会資本を作る以外に、助け合いによって、病気、障害、老齢など働けない人を社会全体で支えたりするためにいくら税金が必要か。「租税の意義と役割について考えさせる。現代社会についての見方や考え方の基礎を養う」

〈少子高齢化〉

現在の問題だけでなく、将来を見据えた財源や税体系を考え、児童生徒が大人になったときにあるべき税体系を考える。「社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。」

⑤ 民主主義

〈租税の背景としての民主主義〉

税を考えるときに、最も重要な背景となるのは民主主義であり、国民自らが政治を通じて租税のあり方を決めることで公平や正義の実現が図れることになる。「民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。」

〈国民の意思による決定〉

租税としてどのくらいの金額が必要か、それを具体的に誰が、どのように分担するか、というルール（税制）が必要です。また、集めた税金等をどのように配分して使っていくのかを国会の審議という手続きを経て決定するというルールが必要です。民主主義の下では、この2つのルールは最終的には国民の意思によって決定されます。

〈納税義務の適正な実現〉

租税法律主義、申告納税制度、課税の公平は、租税における民主主義の根幹をなすものであり、税理士の使命である「納税義務の適正な実現」の前提となっています。

税理士が行う租税教育

私たち税理士は、法律的な視点と財政的な視点の他に、実務上の知識と経験に裏打ちされた税の専門家であることから、上記①から⑤に沿った租税教育を行う資質があります。

《 参 考 资 料 》

〈教育基本法より抜粋〉

1. 教育の目的

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

2. 教育の目標

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

〈学習指導要領より抜粋〉

新学習指導要領・生きる力第2章 各教科 第2節 社会

第1 目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔公民的分野〕

1 目標

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。
- (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。
- (3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。
- (4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 私たちと現代社会

ア 私たちが生きる現代社会と文化

現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などがみられることを理解させるとともに、それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていることに気付かせる。また、現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる。

イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕

方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

(2) 私たちと経済

ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて考えさせる。

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

(4) 私たちと国際社会の諸課題

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる。

イ よりよい社会を目指して

持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された能力や態度が、更に高まり発展するようにすること。また、社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようにすること。

イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること。その際、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせるようにすること。

ウ 分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考えさせる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地理的分野、歴史的分野との関連を図り、現代社会の特色をとらえさせるようにすること。

(イ) 「現代社会における文化の意義や影響」については、科学、芸術、宗教などを取り上げ、社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫すること。

「我が国の伝統と文化」については、歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと。

イ (1)については公民的分野の導入部として位置付け、ア、イの順で行うものと

し、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させること。その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。

イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。

(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。

イ イについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 調査や見学などを通して具体的に理解させること。

(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。

〈学習指導要領の「解説編」より抜粋〉

解説 社会編

公民的分野については、現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、文化の役割を理解させる学習、ルールや通貨の役割などを通して、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習、納税者としての自覚を養うとともに、持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。その際、習得した概念を活用して諸事象の意義を解釈させたり事象間の関連を説明させること、自分の考えを論述させたり、議論などを通してお互いの考えを深めさせたりすることを重視する。

〔公民的分野〕

1 目標

公民的分野の目標は4項目から成り立っている。目標の(1)はこの分野固有のねらいと基本的性格を示したものである。目標の(2)及び(3)は、目標の(1)を達成するために、この分野の内容に即しながら、ねらいを具体化して示したものである。目標の(4)は、地理的分野及び歴史的分野の目標の(4)と同様に、この分野で育てようとする能力と態度について示している。

これら四つの目標は、相互に関連しながら全体としてのまとまりをもつように構成されていることに留意し、公民的分野の学習を通してこれらのねらいを一体的なものとして指導計画の作成や指導の過程に生かすことが大切である。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。

この目標は、既に述べたように、公民的分野固有のねらいとともに、この分野の基本的性格を示したものである。

ここでは、「民主主義に関する理解を深める」ためには「個人の尊厳と人権の尊重の意義」についての認識が必要であることが述べられている。それは、民主国家の存在を基礎づける近代憲法の多くが、個人の尊厳に基づく人権尊重を基本原理として構成されているように、民主主義の本質がここにあるからである。そして、個人は他の個人と結び付いて社会集団を形成し社会生活を営むのであり、民主社会においては、互いに個人の尊厳と基本的人権を尊重することが社会生活の基本となっているからである。

さらに、このことの認識のためには、「自由・権利と責任・義務の関係を広い視野

から正しく認識」させることが必要であることを示している。すなわち、個人は常に他の個人とかかわりをもちながら社会生活を営んでおり、その限り、個人の自由・権利には、社会的な責任・義務が伴うのである。このように自由・権利と責任・義務の関係を取り上げ、それを通して個人の尊厳と人権の尊重の意義を認識させ、民主主義に対する理解を深めさせることが必要である。

したがって、目標の(1)で述べられている民主主義に関する基本的な考え方は、この分野の学習全体を貫くものであることに留意し、指導計画を作成することが大切である。

また、この目標の後段で「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」とまとめているのは、「国民主権を担う公民」を育てるためには、断片的な知識を詰め込むことに陥らないようにし、知識・能力・態度を一体的なものとして身に付けさせる必要があるからである。そのため、身に付いた知識・能力・態度を意味する「教養」という語を用いているのである。そして、中学校段階では生徒の発達の段階を考慮しつつ、その基礎を養うという意味で「基礎的教養を培う」とまとめているのである。

(2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。

この目標は、公民的分野の具体的な学習が、「民主政治の意義」「国民の生活の向上と経済活動とのかかわり」「現代の社会生活」など、政治に関する学習、経済に関する学習、社会生活に関する学習であることを示している。そして、これらの学習が「個人と社会とのかかわり」を中心に理解を深めさせることを示したものである。

「個人と社会とのかかわり」については、社会生活を営む上での基本的な問題として、常にあらゆる場で直面せざるを得ないものであり、個人と社会との関係について考えることは豊かで民主的な国家・社会の主体的な形成者にとって必要なことである。したがって、内容全体にかかわる学習の基本的な観点として、目標に明確に位置付けている。

「現代社会についての見方や考え方の基礎」については、現代の民主政治や国民の生活の向上と経済活動、社会生活などをより一層理解できるようにすることをねらいとして新たに設けたところである。ここでいう「見方や考え方」とは、現代の社会的事象を読み解くときの概念的枠組みと考えることができる。人は一般にある情報を手にしたとき、何らかの枠組みに即しながら考察し、その情報をもつ意味や価値をとらえようとする。例えば、マス・メディアを通じて経済や政治などにかかわる情報を得ると、自分のもっている枠組みに即して解釈し、社会生活に与える影響及び意義を自ら見いだそうとする。こうした概念的枠組みを「見方や考え方」としているのである。

このような考え方にに基づき、それぞれの学習のねらいを整理すると次のようになる。

① 政治に関する内容を学習する基本的なねらいは、民主政治の意義を国民主権という立場から国民生活と関連付けて具体的にとらえさせるとともに主権者として政治に参加する意義を自覚させることを通して、政治についての見方や考え方の基礎を養うことにある。

② 経済に関する内容を学習する基本的なねらいは、経済活動の意義が人間生活の維持・向上にあることを消費生活を中心に理解させるとともに、現実の生産や消費などの経済活動を取り上げて市場経済の基本的な考え方や職業の意義などを理解させること、また、国民生活と福祉の向上を図るために国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせることを通して、経済についての見方や考え方の基礎を養うことにある。

③ 現代の社会生活に関する内容を学習する基本的なねらいは、現代社会の特色について気付かせるとともに、身近な社会集団の形成や社会生活を円滑に営むための基本的な考え方についての学習を通して、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、現代の社会生活における文化の意義や影響などについて理解させることにある。

さらに、これらを踏まえた上で、公民的分野の最後に社会科のまとめとして課題を探究させる学習を行うことを求めていることが、今回の公民的分野の特徴である。

④ 新たに設けた課題を探究させる学習の基本的なねらいは、地理的分野、歴史的分野、公民的分野の学習の成果を生かし、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、主体的に社会の形成に参画する態度の基礎を養うことにある。

以上の①から④を通して「社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育て」、公民として必要な基礎的教養を培うよう指導していく必要がある。

(3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。

この目標は、前段では国際社会の変容とともに、「国際的な相互依存関係」がより一層深まってきた現状を踏まえ、これからのよりよい社会を築いていくために解決すべき課題として「世界平和の実現と人類の福祉の増大」を掲げている。そして、このようにいわば地球的課題について、その解決のためには「各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うこと」が重要であることを示している。また、「人類の福祉の増大」と表現しているように、これからの社会においては、人類の立場から、また、持続可能な社会の形成という観点から、諸課題について考えることが大切であることを示している。

続いて、後段では国際社会において自国を愛することの在り方について示している。家族、郷土、自国を愛するとともに、国際社会において大きな役割を担うようになった日本の在り方を考えさせること、また、国際社会の中で信頼と尊敬を得る日本人を育成していくことは、極めて大切なことである。その意味で、ここでは、グローバル化が一層進展する中で国民的自覚や自国を愛することを国際的な視野に立って深めていくことを示している。

(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

この目標は、冒頭で述べたように公民的分野の学習を通して育成すべき能力と態度を示している。

「現代の社会的事象に対する関心を高め」については、現代の社会的事象に対する関心をもって課題を追究するとともに、このような学習を通してさらに社会的事象への関心を高めることが大切であることを示している。

「様々な資料を適切に収集、選択して」については、情報化が進展する中で社会的事象について考察するとき求められる能力、すなわち、関連のある資料を様々な情報手段を効果的に活用して収集し、かつ考察に必要な情報を合理的な基準で選択し分析する能力を意味している。現代では、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、大量の情報を手に入れることが可能となっており、必要な情報とそうでない情報を選別する合理的な基準を見いだす能力を学習の中で養う工夫が重要である。

「多面的・多角的に考察し」については、公民的分野の学習対象である現代の社会的事象が多様な側面をもつとともに、それぞれが様々な条件や要因によって成り立ち、さらに事象相互が関連し合っただけで絶えず変化していることから、「多面的」に考察することを求めている。

そして、このような社会的事象をとらえるに当たっては、多様な角度やいろいろな立場に立って考えることが必要となることから「多角的」としている。

そして、「事実を正確にとらえ、公正に判断する」とは、社会的事象について判断するときには、収集された資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実をとらえ、いろいろな立場に立った様々な考え方があることを理解し、その上で判断することを意味しており、結論に至る手続きの公正さを求めてこのような表現としている。

また、目標の最後の「適切に表現する能力」は、今回の改訂でも言語活動の充実と関連して重視されているところである。

公民的分野の学習において育成しようとする表現力とは、学習の結果を効果的に発表したり文章にまとめたりする力だけを意味しているのではない。ここでいう表現力

とは、例えば、学習の過程で考えたことや活動したことについて表現することも含んでいるのである。すなわち、どのような資料を収集し、その中から何を基準として資料を選択し、それをを用いてどのようなことを考え、どのような根拠で結論を導き出したのかを、具体的、論理的に説明させるなどして、第三者に学習で得た結論とその結論を導き出した過程をより分かりやすく効果的に示す力を意味しているのである。

【編集メンバー】

I 広報室委員

室長	福本 光男	(日本橋)
副室長	林 正巳	(江戸川北)
〃	平野 弘道	(杉並)
委員	田口 絢子	(王子)
〃	板倉 有典	(目黒)
〃	西海ひとみ	(武蔵野)
〃	旭 卓雄	(麴町)
〃	中村 里実	(芝)
〃	加藤 一郎	(渋谷)
〃	湯川 和	(板橋)
〃	谷口 誠	(葛飾)
〃	渡辺 尚人	(江戸川北)
〃	中川 常彦	(八王子)

担当副会長 伊藤 佳江 (荻窪)

II 「租税教育標準テキスト」作成スタッフ (第1次)

富山 勝男	(四谷)
仁科 健治	(目黒)
鈴木 玲	(板橋)
最上 正義	(江戸川北)
中村 健二	(江東東)
白石 英樹	(町田)
内山 治彦	(武蔵府中)
久野 豊仁	(玉川)

「租税教育標準テキスト Ver. 1 (講師の基本的考え方)」

編集 東京税理士会 広報室

発行 東京税理士会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6

TEL 03-3356-4461 <http://tokyozeirishikai.or.jp>

平成 25 年 6 月 初版発行

